

馬術 大坪流・齋藤流
棒術 金剛流・貞信流

柔術 柳流・眞神道流・御家流

組打 武田流

砲術 安見流・酒井流・荻野流・荻野新流・極寄流・小川流

フゲイミトドケ 武藝見届 加賀藩の經武館に於いて、毎年二月三日に行うた演武會を武藝見届というた。この日學校總奉行・年寄中・家老・表小將各一人宛、並びに學校督學・横目二三人宛出席し、各武藝の師範が引率する門人の演武を閲した。

フケコンモクシュウ 武家混目集 百六十卷。馬淵高定の編。馬淵本藩録ともいふ。武士の事蹟、將軍の興廢、古戦の武功、系譜家傳、神社佛閣、山川名勝等細大洩らさず記した。正徳癸巳正月穀旦願宇中泉祐信の序、正徳二年龍集壬辰神無月中浣田式昭(田中左源太)の序等がある。又別に高定の子仲暢が、加賀藩のことにみよを抜萃した混目集五卷があつて、一に加陽御年譜ともいふ。混目集を流布本に昆目集に作るものは非であらう。

フゲシイン 鳳至院 承久三年注進の能登國田數目録鳳至郡に、『鳳至院六十九町五段』と見える。今中段の小巷に院の馬場のあるものは、鳳至院の遺であらうと考へられる。
フゲシガハ 鳳至川 鳳至郡に在つて、一に長井川ともいふ。源を空熊の望野知山に發し、吠木川・別所川・菅野川を合し、二俣に至つて西園山より發する一小流、下黒川にて上黒川より發する一川、房田にて房田川、山本にて山本川、稻屋にて稻屋川、二ッ屋にて河原田川を合し、輪島川となつて海に注ぐ。合流

點に至るまでの流程一四軒許。一に鳳至谷川ともいふ。
フゲシゴウ 鳳至郷 能登國田數目録解に、和名抄に鳳至郡に鳳至郷を記さぬのは、郡名と同じが故に省いたのである。越登賀三州志に本郷(郷名)在郡西領二十九村といふもの、これその地であらうと論じ、大日本地名辭書には、今の劍地・阿岸の邊であらうといふて居るが、矢張り鳳至院のあつた所に求めねばなるまい。
フゲシゴホリ 鳳至郡 能登四郡の一つ。鳳至の字訓に就いては、和名抄に不布志とし、延喜式・日本後紀の傍訓にフシとし、伊呂波字類抄・拾芥抄に不介志とする。その何れが正しいかは、日本地理志料・大日本地名辭書に不布志を以て不希志の譌であらうとし、鳳字の古音フグ又はホングなるが故にフゲに使用したのであるとしてゐる。唯越登賀三州志のみフシを是とするが、これは從ひ難い。鳳至の文字は續日本紀・日本後紀・延喜式に皆用ひるに拘らず、萬葉集に鳳至とし、延喜民部省・拾芥抄に鳳至に作り、吉野朝以後の文書往々鳳氣至とするは皆誤である。
フゲシゴホリ 鳳氣至郡 能登の鳳至郡は、中頃鳳氣至郡に作ることが多かつた。元享三年六月鑿山在判の惣持寺開闢縁起に『能登國鳳氣至郡櫛比庄』、鳳至郡東の八幡寺藏應永六年書寫の大般若經輿書に『鳳氣至郡上町野柳田村青蓮寺書寫畢執筆實宗』、同郡鶴川天満宮社藏天文三年八月十六日の棟札に『大工鳳氣至住人』、など、見えるもの皆是であるが、寛永の後の文書には鳳至とある。是は藩の令達でもあつて復古したのであらう。

フゲシダニガハ 鳳至谷川 ↓フゲシガハ鳳至川。

フゲジテイキ 武家耳底記 五册。淺加友郷著。豊臣秀吉以來の説話を記述したもので、中にも前田利常時代のことが多く、藩の記録中頗る有益なものとせられてゐる。享保十六年八月五日朝倉東軒の跋がある。
フゲシノヒコ 鳳至ノ孫 今昔物語に、能登國鳳至孫得帶語が載せられてゐる。この鳳至孫はフゲシノヒコと訓むべきで、鳳至比古神社の神主をいふのであるとする説がある。能登志徴にはまた、後世皆月村に彦といふ百姓の居たのは、鳳至ノ孫の後裔ではあるまいかと述べてゐる。

フゲシヒコジンジャ 鳳至比古神社 鳳至郡の式内社。神名帳に社號にフシヒコと傍訓してゐるのは誤であらう。所在詳かでない。今輪島の字河井町に在る重藏神社と、字鳳至町に在る住吉神社とは、互にこの社號の爭奪をなし、紛議天和三年から文政八年に及んだ。又式内等舊社記には、『鳳至比古神社。式内一座。大屋庄小伊勢村地内鎮座。稱平田明神。或曰廣田社。舊社地者一町餘北方。稱日隅宮。地是也。中古合併于小伊勢領神明社。』としてゐる。その神明社と稱するものは、今の廣田神社である。

フゲシマチ 鳳至町 鳳至郡輪島の小巷。
フケンレイシヤ 武健靈社 ↓ハセベジンジャ 長谷部神社。
フコ 封戸 封戸は王朝の時皇族又は諸臣の勳功・位階・職分あるものに賜はつた戸口であり、神社に對しては亦神封、寺院に對しては寺封があつた。封戸は皆課戸で、その調庸

を給主に納め、租は或は半減し或は全給すること時代によつて變遷がある。今加賀・能登二國の中に於いて封戸を給せられた例を見るに、第一に康平三年堀河右大臣藤原頼宗が、その女なる女御延子に加賀の封戸を譲らうとした文が本朝續文粹に見える。第二は應徳二年入道二品親王が能登等の封戸を喜多院に寄進せんことを請うて許されたもので、その文は朝野群載に見える。第三は康和三年に東寺が能登の封戸から所當の租調庸を檢納したもので、東寺百合文書に見える。第四は久安六年に女御多子が能登の封戸から庸米を檢納したもので婚記に載せられてゐる。又封戸と同じ意味で、空閑田・荒廢田を賜はつたこともある。仁明天皇承和三年六月廿五日、加賀國百九十町の空閑地を三品彈正尹秀良親王に賜ひ、同四年七月三十日加賀國石川郡荒廢田卅九町を又秀良親王に賜うたことのあるのは、その例である。封戸・空閑田・荒廢田は皆後に莊園となつたものである。
フコ 保古 ↓ホゴ 保古。
フコウイン 普光院 石川郡宮保に在つて、淨土宗に屬する。元祿三年實譽智覺の創立といふ。
フコウインジゴク 普光院地獄 白山の頂に在る翠ヶ池の一名である。越前名跡考に、『谷を見下せば池三つあり。中にも大なるを不孝因の地獄といふ。何れも水は盞の如し。』白山遊覽圖記に、『綠碧池(彌土里一名普光院地獄)など、見え、老翁獨語には、普光院は越前の山伏で、天正中この池水に手を浸したが、水より擧げる時は即ち疼痛火燒の如き覺えたから、次第に全身を浸し遂に溺れて死んだ。

を給主に納め、租は或は半減し或は全給すること時代によつて變遷がある。今加賀・能登二國の中に於いて封戸を給せられた例を見るに、第一に康平三年堀河右大臣藤原頼宗が、その女なる女御延子に加賀の封戸を譲らうとした文が本朝續文粹に見える。第二は應徳二年入道二品親王が能登等の封戸を喜多院に寄進せんことを請うて許されたもので、その文は朝野群載に見える。第三は康和三年に東寺が能登の封戸から所當の租調庸を檢納したもので、東寺百合文書に見える。第四は久安六年に女御多子が能登の封戸から庸米を檢納したもので婚記に載せられてゐる。又封戸と同じ意味で、空閑田・荒廢田を賜はつたこともある。仁明天皇承和三年六月廿五日、加賀國百九十町の空閑地を三品彈正尹秀良親王に賜ひ、同四年七月三十日加賀國石川郡荒廢田卅九町を又秀良親王に賜うたことのあるのは、その例である。封戸・空閑田・荒廢田は皆後に莊園となつたものである。
フコ 保古 ↓ホゴ 保古。
フコウイン 普光院 石川郡宮保に在つて、淨土宗に屬する。元祿三年實譽智覺の創立といふ。
フコウインジゴク 普光院地獄 白山の頂に在る翠ヶ池の一名である。越前名跡考に、『谷を見下せば池三つあり。中にも大なるを不孝因の地獄といふ。何れも水は盞の如し。』白山遊覽圖記に、『綠碧池(彌土里一名普光院地獄)など、見え、老翁獨語には、普光院は越前の山伏で、天正中この池水に手を浸したが、水より擧げる時は即ち疼痛火燒の如き覺えたから、次第に全身を浸し遂に溺れて死んだ。